

第 17 節 業務用音楽配信

業務用音楽配信に著作物を利用する場合の使用料は、第 11 節の規定にかかわらず、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

1 包括的利用許諾契約を結ぶ場合

月額使用料は、業務用音楽配信を受ける事業所等に係る事業者（以下本節において「受信者」という。）ごとに、当該受信者の利用態様に応じて次の各号に定める方法によって算出した金額の合計（5,000 円を下回る場合は 5,000 円）とする。

(1) 受信者が、事業所等においてチャンネルを演奏又は伝達（映像を伴うものを除く。以下本節において「演奏等」という。）する場合は、月額の情報料収入の 5.6% 又は 112 円のいずれか多い額に、当該受信者における月間の総受信端末機器数を乗じて算出する。

ただし、当該チャンネルが、複数の事業所等で同時に演奏等されることを目的とするものである場合には、月額の情報料収入の 3.5% 又は 70 円のいずれか多い額に、当該受信者における月間の総受信端末機器数を乗じて算出する。

(2) 受信者が、事業所等においてチャンネルによることなく楽曲を演奏等することができる場合は、月額の情報料収入の 20% 又は 400 円のいずれか多い額に、当該受信者における月間の総受信端末機器数を乗じて得た金額を上限として、利用状況に応じて算出する。

2 包括的利用許諾契約によらない場合

包括的利用許諾契約によらない場合の使用料は、事業所等からの 1 曲 1 リクエストごとに定めるものとし、1 曲 1 リクエスト当たりの情報料の 20% 又は 20 円のいずれか多い額を上限として、利用状況に応じて定める。

（業務用音楽配信の備考）

① 業務用音楽配信とは、事業所等において演奏等することを目的として、著作物を当該事業所等の受信端末機器等に、放送若しくは有線放送以外の方法により公衆送信し又はその公衆送信に伴い複製することをいう。ただし、第 10 節若しくは第 15 節の規定が適用される場合又は結婚式、披露宴その他これに準ずる催物を演出することを目的とする場合を除く。

- ② チャンネルとは、楽曲のジャンル、利用のシーン又は事業所等の業態に応じて、あらかじめ選択された楽曲群をいう。
- ③ 情報料とは、いずれの名義であっても、業務用音楽配信の対価として、通常受信者が支払わなければならない料金（消費税相当額を含まないもの。）をいう。
- ④ 1(1)の規定が適用される場合で、当該受信者において同一のチャンネルを演奏等する事業所等の数が1,000を超えるときは、112円を50.4円に、70円を31.5円に読み替えて算出する。
- ⑤ 本節の対象となる利用のうち本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議の上、本規定の率又は額の範囲内で決定する。